

# 平成28年度 第1回 古賀市文化財保護審議会

## 会議次第

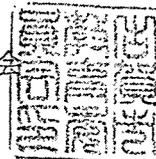
平成29年1月26日(木)  
午後 2時00分より  
リーバスプラザ2階 研修室

1. 開会の言葉
2. 教育長あいさつ
3. 議事
  - (1) 古賀市指定文化財に関する調査審議
    - ・高木・前田遺跡第3地点出土墓石に関する審議について
4. 報告事項
  - (1) 平成28年度古賀市内埋蔵文化財発掘調査についての報告
    - ・船原古墳遺物埋納坑発掘調査の進捗状況について
  - (2) その他
5. 閉会のことば

平成29年 1月17日

古賀市文化財保護審議会長 様

古賀市教育委員会



古賀市指定有形文化財の指定について（諮問）

古賀市文化財保護条例（昭和58年条例第14号）第4条第3項の規定により下記の事項について諮問します。

記

高木・前田遺跡第3地点出土品の墓石を古賀市指定有形文化財に指定することについて

1. 指定区分及び種別

指定区分 有形文化財

種別 考古資料

2. 文化財の名称及び員数

名称 高木・前田遺跡第3地点出土の墓石

員数 1基

3. 所有者及び権原に基づく占有者並びに管理責任者又は保持者若しくは保持団体の氏名（保持団体にあつては代表者）又は名称及び住所

名称 古賀市

代表者 市長 中村 隆象

住所 福岡県古賀市駅東一丁目一番一号

4. 管理場所

名称 古賀市立歴史資料館

住所 福岡県古賀市中央二丁目十三番一号

5. 現状

古賀市立歴史資料館にて保管。展示。

6. 指定対象物件

私年号「亀光元年」を刻む墓石 1基

高さ53cm、幅38cm、厚さ26cm。

## 7. 沿革

高木・前田遺跡は古賀市中央部、新原字前田にある。地勢は台地上に位置し、南部は低地が広がる。周辺は弥生時代を中心とする集落遺跡が濃密に分布しており、丘陵上には多くの古墳群が造営されている。

高木・前田遺跡第3地点は、1994年(平成6)に福岡土木事務所(現 福岡県県土整備事務所)の計画する県道35号筑紫野・古賀線道路改良工事に伴い記録保存のための本発掘調査がおこなわれた。遺跡は弥生時代中期を主体とし、古墳時代中期、そして13世紀代の遺構や遺物が確認された。墓石は遺構面からの出土品ではなく、遺構面を覆う造成土中から発見された。現状、調査地点内に墓地は無く、そして聞き取り調査からも墓地利用でないことは確認できた。また、調査地周辺は南西部に向かって高度を下げる田であって、昭和30年代頃に道路にあわせて嵩上げされたと聞き、その造成土中に墓石は混入していたものと考えられる。

発見された墓石は2基で、1基は正面に「花岳妙光信女」、裏面に「明治十二年卯五月七日 年廿四才安部と免」と彫られていた。もう1基は正面に「浄屋妙照信女」、裏面は「亀光元年戌九月廿五日 年七十一才安部茂造妻」と彫る。2基の墓石は、使用される石材や大きさ、また書式や文字の配列などの諸属性が同一であり、彫られた文字を比較すると、「妙」「安」「年」等、非常によく似たものもあり、墓石2基の建立時期は比較的近い頃が想定できる。また2基共に「安部姓」であり、何より戒名の構成が同一であることから同族と考えてよい。

「亀光元年」の時期について、明治12年(1879)を定点とし、墓石の型式存続期間を最長30年とするならば、1849~1909年の間。さらにこの間の「戌年」該当年は嘉永3年(1850)、文久2年(1862)、明治7年(1874)、明治19年(1886)、明治31年(1898)となる。ただし、墓石の墓誌を見ると、共に女性でありながら、「明治12年」の墓石は「安部と免」と名が彫られているのに対し、「亀光元年」の墓石は「安部茂造妻」とされていて、したがって、明治以前の嘉永3年、もしくは文久2年のいずれかと考えられる。前述のとおり、2基の墓石の同一型式以上の近縁性などから、明治12年に近い文久2年を当てるのが最も妥当のように思われる。なお、「亀光元年」を記す「山本屋文書」を調査された三池賢一氏も「文久2年」を相当年次と捉えている。よって、「亀光元年」は「文久2年」に建てられた私年号と考える。

## 8. 指定する理由

高木・前田遺跡第3地点で出土した墓石は、「亀光元年」の私年号を彫る極めて珍しい資料である。また、江戸期の私年号の使用例も少なく、この点も貴重である。さらに、博多町屋衆の証文にも「亀光元年」は使用されていて、通用していた年号であったことも知れる。加えてその建元年次も明らかで、その時代背景など窺い知れる資料といえよう。

以上のように、資料の重要性に鑑み、考古資料として極めて貴重であることから指定候補としてあげるものである。

## 参考文献

古賀市教育委員会『高木・前田遺跡3』古賀市文化財調査報告書第37集 2004

の可能性。第2は石材から弥生時代の石剣の可能性である。ここでは、遺跡での他の出土遺物との関連から後者の可能性を考えておく。

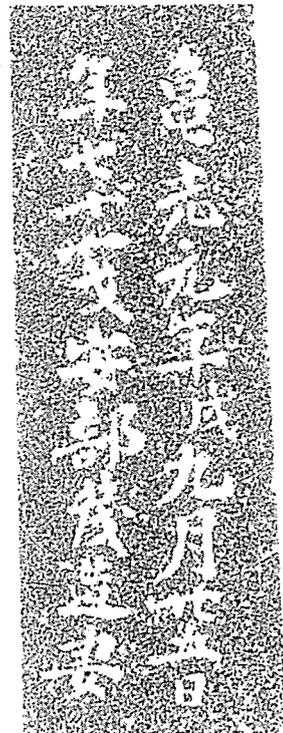
(宇美町教育委員会 平ノ内幸治)

#### 4) 墓石

第3地点南部の拡張時、墓石が2基確認された。現状、調査地点内に墓地は見られず、そして聞き取り調査により、以前も墓地ではないことが確認された。また、調査地周辺は、南西部に向かって段々に低くなる田圃で、昭和30年代頃に道路に併せて嵩上げされたことも聞いたが、確かに墓石は、調査地を覆う造成土から発見されていた。

S63・64は共に花崗岩で、自然石を利用するものである。S63は総高約53cm、最大幅約38cm、最大の厚さ約26cmの墓石で、正面に戒名「浄屋妙照信女」、裏面に「亀光元年戊九月廿五日 年七十一才安部茂造妻」と彫られる。「亀光元年」は、公式年号には認められないもので、いわゆる私年号である。S64は総高約46cm、最大幅約36cm、最大の厚さ約20cmで、正面に戒名「花岳妙光信女」、裏面に「明治十二年卯五月七日 年廿四才安部と免」と彫られる。

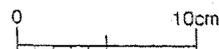
この2基の墓石は、使用される石材や大きさ、また書式や文字の配列などの諸属性が同一で、さらに刻字されている文字を比較すると、「妙」「安」「年」など非常によく似たものもあり、墓石2基の建立時期は比較的近い頃を想定できる。また、2基共に「安部姓」であり、何より戒名の構成が同一であることから同族と考えてよいものである。



S63



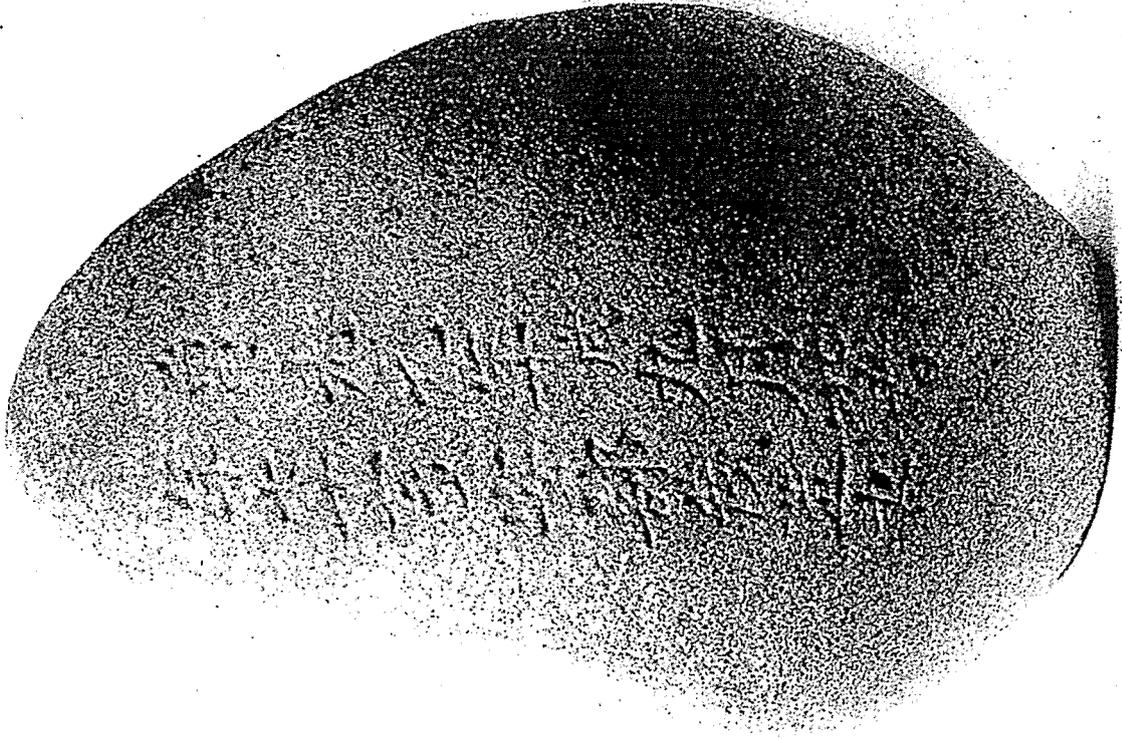
S64



第140図 出土墓石拓影 (S=1/4)

G1

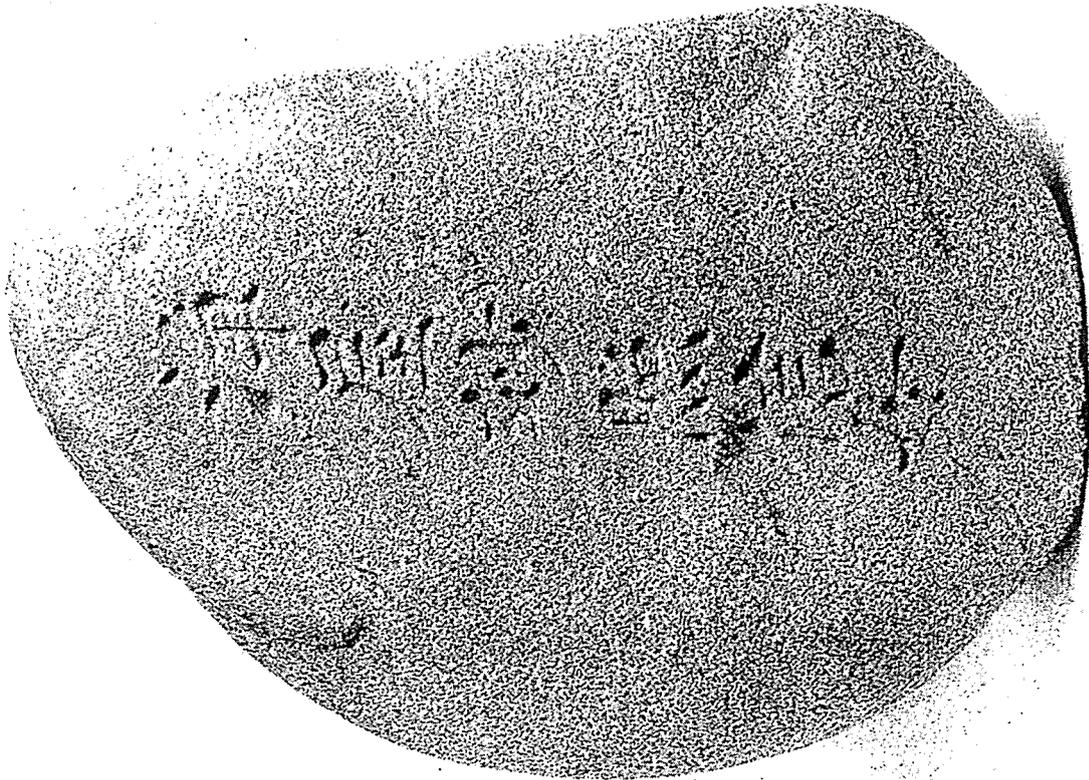
S52



S63

S62

S62



S63

# 「亀光元年」を彫る墓石に関する調査報告

## 1. 年号について

年号（元号）の起源は中国漢代に求められ、その後朝鮮半島や日本など中国周辺諸国の漢字文化圏に採用された紀年法の一つで、天皇即位による代始、祥瑞吉祥の出現、天変地異や疫病流行・飢饉・兵乱など災異のあった年のほか、識緯説に基づく辛酉革命・甲子革命の説にあたる年などを起算年とし、嘉号を冠して用いられる。

日本における年号の始まりは645年の「大化」とする説が有力であるが、継続して使用されるようになったのは701年の「大宝」からで、同年制定された令（いわゆる「大宝令」）では、公文書に年号を用いることが規定されている。以後年号は律令制度の確立と共に公式紀年として認められ、断絶することなく使用されることとなる。現在、使用されている「平成」という年号は、昭和54年（1979）6月12日公布の「元号法」により内閣の権限によって制定されたもので、この法的根拠により、日本においては年号の存続が決定し、今日、唯一の年号使用国となっている。遑って明治元年（1868）9月8日の改元詔書および行政官布告により、一世一元の原則が定められる以前は、朝廷によって先のような理由で年号は改められ、今日までに247の年号が使用されている。

年号に使用される文字は、中国の古典に典拠を求め、先例や文字の吉凶、佳字美句などを検討して選ばれるが、瑞祥を具体的に表現したものや吉祥句を現したものなども例外的に見られる。ただし、本来年号には呪術的な要素のものが多く、それを改めること（改元）は、災異を除き、世を一新するなど考えられていたことから、その時代のまつりごとの理想を託するものとしての存在も見過ごすことはできない。このように、使用された年号には、各時代の理想なり願望（ただし、それは朝廷などの公権力の立場におけるもので、「政（まつりごと）」の理想ともいえる）が含まれた時々の社会の様相を示し、ある程度時代を説明するものを求めることができる。とされる。

## 2. 私年号について

以下に取り上げる年号は、先に述べた朝廷によって定められた年号（公年号）ではなく、私年号、あるいは異年号、逸年号などと呼称されるものである<sup>1</sup>。私年号はこれまでに多くの例が知られているが、前川清一氏の整理されたところによると。

『一は、その時代に使用されたものでなく、後世の偽作によるもので、いわゆる架空の年号を指す。

二は、その当時に於いて、公年号が存在しているのもかかわらず創作、使用されたもの。』

以上の二つに大別されている。これは、私年号の持つ性格を反映したもっともな分類でまったく改める必要のないものであるが、私は以上の二つに、千々和到氏の触れている『誤記・誤読によって、一見、元号と異なる年号のようにみえるに過ぎない例』を補足する必要がある。これは、前川氏の分類された内容ほど大きな意味を持つものではないが、先の分類にもかわることとも思われる。つまり、時間の経過による誤記や誤読は上記の一を生ずる要因となり、また空間における中央から周縁への変移による誤記や誤読は二を生ずるものと考えられるからである。ただし、ここで述べたような例は、前川氏分類の細部を指すものであって、大筋は先の分類により整理できるであろう。

前川氏の分類にそって、私年号を概観すると、先の分類項目の一に該当するものとしては、

主として大化前や白雉から大宝までの年号空白期に想定された年号があてはまり、久保常晴氏はこのような年号を別に「古代年号」と呼称している。

問題となるのは二の場合である。このような年号に関して佐藤進一氏は、

『個別特定の願意や祝意を、正年号を拒否する政治的態度をもって表明したもので、異年号のもつ基本的性格の一つを示している－(中略)－福德、弥勒、永喜、宝寿、命禄などの年号は、弥勒や福神の信仰に頼って天災・飢饉の厄難から逃れようとの願望の所産であって、正年号に対する政治的な不満、反抗、否定を含意したこれまでの異年号と一見趣を異にする。ところが当時の年号には、年号に攘災招福の呪力があるとのたてまえから、ほかならぬ攘災招福のために制定されたものがはなはだ多いことを考えると、これらの異年号は、国家公定の年号のもつたてまえ上の呪力を否定することで、国家の年号に対する根源的批判を表明したわけで、ここに異年号のもつもう一つの性格をうかがうことができる。』とする。

一方、千々和氏は『私年号について誤った二つの理解が存在する。』として『その第一は、私年号というのは中央に対する地方独立のあらわれ、象徴である、という理解であり、第二は、私年号とは宗教的な、いわば信仰の表現の一つである、という理解である。』とし、また、『私年号を使用した人々は、これを元号そのものと考えて使っていたのであって、私年号を使っているからといって、ただちに京都に対する自立の意志の表現だと評価するわけにはいかないだろう。』とする。また前川氏も『案外、使用者は、近年の「福祉元年」などマスコミの報道に見る如く、かかる呼称は、共同体の中で人々の一致した思いを表現したものと思われ、明治の「征露」の私年号のように、あまり抵抗もなく使用されたきらいがある。』と述べている<sup>11)</sup>。

以上から、私年号は民衆の間で抵抗もなく素朴に使用されたものとも考えられるが、その建元の積極的な理由としては、先に述べた公年号の場合と同様、改元による世情の一新を希求するものと思われ、また、私年号は公権力によらずに建元されるものであることから、公年号にはあらわれない使用した地域の社会現象や背景、風潮などが示されているとも考えられる。したがって、私年号の建元年次、および使用者やその範囲を知るということは、その地域の歴史事象を知る上で重要な鍵といえる。

そこで、まず私年号「亀光」を取上げる前に、この時期の私年号を概観しておきたい。

### 3. 幕末頃に建元された私年号

私年号は平安時代末頃から安土・桃山時代頃に多く、とりわけ南北朝以降に集中して認められている。平安時代末頃や南北朝以降の私年号の建元に見るように、風潮として政情不安等が大きな理由として挙げられるように思われる。一方、平安時代や江戸時代以降の私年号使用例は少なく、政情安寧の時代であったことが知れる。現在のところ江戸時代以降の使用例としては、「大道(大筒・大とうの使用例が別にあり、慶長14年(1609)前後頃の建元とされる)」「正中(元和7年(1622)建元とされる)」「久寶(天保5年(1835)建元とされる)」「永長(天保8年(1837)建元とされる)」「神治(慶應3年(1867)建元とされる)」「神徳(慶應3年建元とされる)」「大政(慶應4年(1868)建元とされる)」「延寿(慶應4年建元とされる)」「自由自治(明治17年(1884)建元とされる)」「征露(明治37年(1904)建元とされる)」の10の私年号が知られている。この内、「亀光」の建元された幕末頃を取上げると、現在のところ他に「神治」「神徳」「大政」「延寿」の4例があり、比較的私年号が多く建元された時期といえそうである。以下、個別に挙げて概観する<sup>12)</sup>。

「神治」は熊本県人吉市大畑麓町の行者堂に安置されている2体の木造(役小角像、不動明王像)の補修銘に記されていた。役小角像には「干時神治元年丁卯九月日…」。不動明王像には

「干時神治元年丁卯九月吉祥日…」とあり、仏師の活躍した時期そして干支より慶応3年(1867)の建元であろう。前川清一氏は『公年号には反するも、幕府に抗する尊王的態度を示顕したものでなかろうか』とし『「神治」の私年号は「神(天皇)の治める」世を祈念したものではなかろうか』と考えられている。また、「神治」に関して、この私年号の建元される4年前に当たる公年号「元治」との関連も考え、公年号の一字おきかえの可能性も示唆されている。

「神徳」は千葉県袖ヶ浦市岩井の原幹雄家文書の内「御物成取調書上帳(年貢書上)」、同市横田の切替一夫家文書の内「御上納金受取通帳」2通の文書で確認された。『御物成取調書上帳』は表紙に「御物成取調書上帳」と記しその脇に「神徳元卯年五月」と記す。さらに「神徳元」の3文字を抹消して、右横に「慶應三」と訂正するものである。『御上納金受取通帳』は表紙に「御上納金受取通帳」と記し、この表題を挟み右に「神徳元年」、左に「卯十一月吉日」と記す。この私年号についても慶応3年の建元と考えられる。筑紫敏夫氏は「神徳」使用の要因や社会的な基盤などについて次のように想定した。

『①慶應2年(1866)8月の14代將軍徳川家茂の死去、同年12月末の孝明天皇の死去、翌3年正月付の天皇死去を告げる幕府からの触書の布達。

②慶應2年5月の木更津村での打ちこわしなど「世直し」的な社会状況。

③慶應2年3月の望陀郡内の神主組合復興に象徴される在地の神道運動の高揚。

④慶應元年に、望陀郡の隣の周居准郡内の村々で「神徳講」という伊勢講の展開を確認することができ、江戸以西で発生した「ええじゃないか」は、慶應3年(神徳元年)8月ごろからのことである。』

また、使用範囲に関しては、上総国西部地域のやや内陸に位置する村の村役人と木更津船の船持が共に使用されていることから広範囲で使用されたものと思われ、かつ船持の活動範囲は江戸や神奈川湊と広域であることから、上総国西部地域に留まらない可能性も考えられている。

「大政」は慶應4年(1868)6月、奥羽越列藩同盟の盟主の立場から、「東部朝廷」を構想した文書に使われたものという。

「延寿」も慶應4年の建元と考えられている。「嘉永明治年間録」17に『慶應4年5月24日奥羽にて改元せりとの風説あり』とあり、慶應4年5月17日付「中外新聞」にも『元号を延寿に改めらるるとの噂』との表題で記事がある。これらはいずれも二次資料である。久保常晴氏は「延寿」について『明治維新の際、官軍と一戦を交えんとした幕府方=東北諸藩の同盟軍の指導者たちの間で採択されたもので、幕府の支配力維持を願う官軍に反抗して薩長討伐を期したところに発生の理由を求めうる』とし、その名称は『おそらく、“徳川幕府の寿命を延ばす”“徳川幕府の永続”という程の意味内容をもつもので、幕府軍の徳川の天下永続を願う願望をこめたもの』と考えられている。

ところで、同じ慶應4年に下総国相馬郡柴崎村において、閏4月から5月にかけて、領主の旗本新見氏の役人にあてて作成された願書4通に「延寿元年」と記されていたことがわかり、「延寿」が使用されていた事実が明らかとなった。高木繁吉氏は『幕府の復活を主張する奥羽諸藩での「延寿」への改元と言う風聞を基に使用されたもの』と考えられていて、「延寿」が農民層にも浸透していたことが知れる。

次にこの時期建元の私年号の特徴を使用された字からみてみよう。

まず選定文字についてみると「神治」「神徳」の「神」の字使用例を概観すると公年号としては「神亀」「神護景雲」「天平神護」(以上は建元年代順。以下同じ)の3例のみ(年号改元に伴い勘申された文字案「神化」「神和」(勘申文字案は五十音順。以下同じ)を含めても5例に留まる)。「治」の使用例は多く、「寛治」「長治」「天治」「大治」「永治」「康治」「平治」「文治」

「正治」「仁治」「宝治」「建治」「徳治」「貞治」「弘治」「万治」「元治」の17例、1文字目使用も含むと「治安」「治暦」「治承」の3例がある（年号改元に伴い勘申された文字案も「安治」「有治」「久治」「慶治」「至治」「順治」「斉治」「政治」「成治」「寧治」「養治」「隆治」「治延」「治応」「治建」「治昌」「治政」「治定」「治徳」「治平」「治萬」「治和」の22例を挙げ得、以上から公年号と合わせ二文字目使用例29、一文字目使用例13、総数42例ある）。

「神徳」の「徳」の使用例も多い。「天徳」「長徳」「寛徳」「応徳」「承德」「元徳」「建徳」「永徳」「至徳」「明德」「宝徳」「享徳」「延徳」「正徳」の14例、1文字目使用例は「徳治」の1例のみ（年号改元に伴い勘申された文字案も「安德」「允徳」「康徳」「嘉徳」「漢徳」「久徳」「観徳」「慶徳」「乾徳」「監徳」「弘徳」「洪徳」「興徳」「載徳」「寿徳」「淳特」「俊徳」「昭徳」「慎徳」「崇徳」「政徳」「斉徳」「成徳」「治徳」「貞徳」「同徳」「秉徳」「保徳」「輔徳」「萬徳」「容徳」「龍徳」「立徳」「令徳」「和徳」「徳安」「徳永」「徳嘉」「徳久」「徳化」「徳元」「徳建」「徳寿」「徳政」「徳斉」「徳善」「徳祚」「徳仁」「徳保」「徳暦」「徳禄」「徳和」の52例ある。以上から公年号と合わせ二文字目使用例49、一文字目使用例18、総数67例ある）。

「大政」の「大」は一文字目使用例のみで「大化」「大宝」「大同」「大治」「大永」の5例（年号改元に伴い勘申された文字案は多く「大安」「大応」「大嘉」「大康」「大亨」「大喜」「大亀」「大観」「大寛」「大慶」「大元」「大弘」「大初」「大承」「大政」「大長」「大中」「大仁」「大寧」「大武」「大平」「大萬」「大暦」「第禄」「永大」「建大」「天大」の27例。以上から公年号と合わせ一文字目使用例29、二文字目使用例3、総数32例ある）。「政」は二文字目使用の「寛政」「文政」「安政」の3例のみ（年号改元に伴い勘申された文字案は「嘉政」「大政」「治政」「天政」「徳政」「仁政」「明政」「和政」「政化」「政教」「政至」「政善」「政治」「政徳」「政平」「政和」の16例。以上から公年号と合わせ二文字目使用例11、一文字目使用例8、総数19例ある）。

「延寿」の「延」の使用例も多い、「延暦」「延喜」「延長」「延久」「延応」「延慶」「延元」「延文」「延徳」「延宝」「延享」の11例、さらに2文字目使用例を挙げると「天延」「永延」「保延」「寛延」「万延」の5例がある（年号改元に伴い勘申された文字案は「安延」「嘉延」「享延」「慶延」「元延」「寿延」「承延」「治延」「徳延」「寧延」「延嘉」「延化」「延弘」「延祥」「延寿」「延世」「延善」「延祚」「延仁」「延禄」の20例。以上から公年号と合わせ一文字目使用例21、二文字目使用例15、総数36例ある）。「寿」の使用例は「仁寿」「万寿」「久寿」の3例のみ、1文字目使用例も「寿永」1例のみである（年号改元に伴い勘申された文字案は「延寿」「享寿」「長寿」「天寿」「徳寿」「得寿」「養寿」「寿延」「寿考」「寿長」「寿徳」の11例。以上から公年号と合わせ二文字目使用例10、一文字目使用例5、総数15例である）。

以上にみた使用例より「神」の使用例は極めて少なく、「寿」「政」、そして「大」の使用例も多くはないが、他の「延」「治」「徳」の使用例は多いことがわかる。

次に、私年号における使用例を挙げるならば「保寿（仁安前後（1166年）頃の建元とされる）」、「応治（興国6年・貞和元年（1345）の建元とされる）」、「至大（「永和（1375～1379）または至徳年間（1384～1387）建元か）」、「弘徳（至徳元年・元中元年（1384）の建元とされる）」、「乾徳（室町時代初期頃の建元とされる）」、「興徳（応永2年（1395）の建元とされる）」、「徳昌（室町時代後期頃の建元とされる）」、「延徳（寛正元年または2年（1460または1461）の建元とされる）」、「福寿（室町時代末頃の建元とされる）」、「福徳（延徳元年から4年頃（1489～1492）頃の建元とされる）」、「王徳（延徳から大永（1489～1527）頃の建元とされる）」、「徳応（嘉吉元年または文亀元年（1441または1501）頃の建元とされる）」、「宝寿（天文2年（1534）の建元とされる）」、「大道（大筒・大とうの異説あり。慶長14（1609）年前後の建元とされる）」以上14例があり、「徳」字使用例は8例（「徳」字の一文字目使用例が2例、二文字目使用例が6

例)、「寿」字使用例が3例(二文字目使用例のみ)で、「大」字使用例は2例(一文字目使用、二文字目使用各1例)、「延」字使用例は1例(一文字目使用)、「治」字使用例も1例(二文字目使用)となり、公年号で好まれた「治」「延」の使用例は少ないのに対し、「徳」字は公年号及び私年号においても使用例の多いことが知れる。また「寿」字はその字義などから私年号において好まれて使用された感を受ける<sup>14)</sup>。

なお、既に述べたように、「神治」は公年号「元治」の一字おきかえの可能性が考えられているのに対し、他のものは関連する公年号が見当たらず、よって、新に創作された私年号であつたろう。また、「大政」「延寿」共に、新政府に対抗して建てられた私年号であることもこの頃の私年号の特徴といえよう。

#### 4. 私年号「亀光」について

ここで取り上げる「亀光」という年号は、公年号としてはもちろんのこと、年号改元に伴って勘申された文字案や中国・朝鮮半島などの年号使用国における使用例にも認められないもので、いわゆる「私年号」であることは疑いない。また私年号はこれまでに50例以上が知られているが、同じものは見当たらない。したがって新発見の私年号と思われる。

以下に「亀光」に関して、まずは私年号であることは疑いないにしてもその疑義の検討を改めておこない、次にその建元年次の確定。最後に、どのような事情そして背景の中で発案され、使用されるに至ったのかを考えてみることにする。

「亀光」年号の使用例は現在のところ2例ある。一つは福岡県古賀市新原に所在する高木・前田遺跡第2地点で発見された花崗岩製の墓石で、正面に戒名、裏面に「亀光元年戊九月廿五日…安部茂造妻」と彫られていた。もう一つは、「九州大学法学部蒐集文書」の内「福岡県文書」として纏められた「山本屋」の証書類の内、「山本屋甚兵衛」が講中に入れた『講鋪證文之事』で、年記は「亀光元年戊九月」とある。

以上、一方は金石文、他方、古文書であり、資料の性質はまったく異なるものの、その性格及び内容などから後世の偽作でないこと明らかである。また「亀光」に似る公年号は見当たらないことから、誤記・誤読によるものとすることもできない。したがって、使用当時公年号が存在しているにもかかわらず、創作・使用されたものであることは疑いない。さらに山本屋文書の証文については、これを認める裏書もあることから、この年号が福博町屋衆の間で通用していたこともわかる。なお、確認されている2例がいずれも「亀光元年戊九月」で共通することから、ごく短期間に使用された可能性も考えられてよい。

また私年号の使用例をみると、室町時代から戦国時代の東国で建元・使用された私年号は広域、かつ長期間にわたって使用されたものがある<sup>15)</sup>が、その他の時期に建元・使用された私年号は元年のみの例が極めて多い。今回の例も「元年」であり、かつ短期間で使用されたと考えられることから、私年号の特徴に当てはまるものといえよう。したがって、「亀光」は創作・使用された私年号であること間違いない。

次に、「亀光」の建元年次について検討を試みる。「亀光元年」と彫られた墓石と一緒に出土した「明治十二年卯五月七日……」の墓誌を刻む墓石と対比すると、使用された石材・書式・文字の配列などの諸属性が全く同一であるため、「亀光元年」は「明治12年」から大きく時間的な隔たりをもたない頃のものと考えられる。したがって、明治12年(1879)を定点とし、墓石の型式存続期間を約30年と捉えるならば1849~1909年の間が考えられる。さらに証文、そして墓誌に記された十二支「戌年」からこの間に該当する年次を挙げるならば、嘉永3年(1850)、文久2年(1862)、明治7年(1874)、明治19年(1886)、明治31年(1898)となる。ただし、

この二つの墓石の墓誌を見ると、共に女性でありながら「明治十二年・・・」の墓誌は「安部と免」と名が刻まれるのに対して、「亀光元年・・・」の墓誌は「安部茂造妻」とされ、近代以前に通有の女性は名を名乗らない、もしくは名を名乗る機会がない慣用からすると、「亀光」の建元年次については、明治以前の嘉永3年(1850)、文久2年(1862)が残ることとなる。加えて今一度、墓石に彫られた文字を比較すると、「妙」「安」「年」など非常によく似たものを抽出できる。したがって、残された二つの墓石型式の近縁性から、明治12年に近い文久2年(1862)が妥当のように思われる。

一方、証文を調査された三池賢一氏は、天保から明治の約30年間に亘る「山本屋文書」証文を検討し、証文に見られた名義、甚介(助)・甚兵衛・甚吉、三者の配列状況から、「亀光」文書の「甚兵衛」名義は嘉永3年(1850)以降、明治3年(1870)以前に絞れるとした。そしてこの間の成年は嘉永3年と文久2年であり、よって、「亀光元年」は文久2年が最も妥当であろうと考えた。

以上により、墓石、そして山本屋文書、各資料の検討の結果、「亀光元年」は文久2年を当てるのが最も妥当のようであり、したがって、「亀光元年」は文久2年(1862)の建元と考える。

続いて、選定文字の検討をおこなう。選ばれた「亀光」の二字はともに佳字といってよい。通例、公年号と私年号は無関係に成立しない場合が多いとされる。そこで「亀」、そして「光」の字を使用する公年号を挙げると、「靈亀(715~717)」「神亀(724~729)」「宝亀(770~780)」「文亀(1501~1504)」「元亀(1570~1573)」があるが、「光」の字は公年号には全く採用されていない。また年号改元に伴い勘申された文字案を含めると「亀」の字は「大亀」「天亀」、「光」の字は「光文」「永光」「建光」、さらに私年号をみると「白亀」「光永」がある<sup>vii</sup>。「亀」の文字の使用例はいずれも二文字目に使用されるもので、また「光」字も含めて他の使用例などとの時期的離反も大きく、公年号などの使用例とは関係なく、佳字二字を選び創作されたもので、瑞兆とされる亀、そして光といったシンボルへ世情一新の願いを託したものと考えられ、このような文字の選定及びその字義・内容などは瑞祥改元を窺わせ、復古的傾向と捉えることができるように思われる<sup>viii</sup>。このような「亀光」発案者は、福博町屋衆の可能性もあるが断定できない。ただし、いずれにしろ教養ある人物であろう。

また、私年号の使用者、およびその使用範囲であるが、現在のところ2例のみで情報は限られる。ただし、「山本屋」文書から福博町屋衆の中で「亀光」年号が使用されたことは疑いなく、これに関わる組織や共同体などでの使用は十分に考えられてよい。一方、墓碑の「安部茂造」の人物像はわからず<sup>ix</sup>、先に述べた使用者層に限定されて使用されたものであったのかは不明とせざるを得ない。またその使用範囲についても、現在のところ、福岡藩領域を越えないであろうと推定するに止めざるを得ない。

なお、「亀光」もあわせてこの頃の私年号に共通することとしては、時代背景として幕末期の世情不安が考えられ、そしてその使用が、地域限定的で比較的短期間使用されたと思われる点などが挙げられよう<sup>x</sup>。

最後に、「亀光」の建てられた文久2年の状況を概観しておく。文久2年は公武合体政策から孝明天皇の妹和宮の將軍徳川家茂への降嫁により、これに反対する攘夷論の高まりで、坂下門外の変、寺田屋騒動、吉田東洋の暗殺などがおこり、幕藩体制が大きく変わろうとしていた時期にあたる。また生麦事件は日英関係を危機的な状況に陥らせたし、安政5年(1858)の日米修好通商条約締結により万延元年(1860)から自由貿易が開始されたが、これに伴い物価上騰、金銀比価による日本国内金の海外への大量流出等による経済混乱が続き、政治的軍事的混乱もあって、農村などは新たな負担を強いられてもいる。さらに疱瘡や麻疹、コレラなど疫病が大

流行した年でもあった。このような、政治的、経済的、社会的にも極めて不安定な時期といえる。

福岡藩も状況は同様であったろう。政治的には佐幕派（公武合体派）と尊王攘夷派（勤王派）とがせめぎあっていたが、幕府の不信感を払拭するため、極端な攘夷派弾圧策を実施している<sup>i</sup>。また、文久2年4月、島津久光が藩兵千人余を率い上京したことを受け、平野国臣や真木和泉などを中心とする九州の尊攘派は、決起の好機と捉え活発な動きを見せている。以上のような時代背景、風潮などから、世情の一新という公年号の改元と同様の発想で私年号が作成され、これと意識を同じくする共同体の中で通用し始めたのではと考えられる<sup>iii</sup>。

一方、私年号のもつ性質上、私年号は時代を超えて存在しうることがわかったが、それを使用する理由は、時代背景や地域における社会現象、風潮などによって異なるものと考えられ、千々と和氏の述べるとおり、単純に中央に対する地方独立のあらわれ、あるいはその象徴とするには、なお一考を要する。前川清一氏が『案外、使用者は、近年の「福祉元年」などマスコミの報道に見る如く、かかる呼称は、共同体の中で人々の一致した思いを表現したものだと思われ、明治の「征露」の私年号のように、あまり抵抗もなく使用されたきらいがある』と述べ、また、三池賢一氏が『証文内容からすれば、私年号を殊更使用する意義は見出せない。当時の一般的な風潮を反映したものとするしか考えようがない』とするように、「亀光」使用者も案外抵抗なく使用したとするのは早計であろうか。

## 注

<sup>i</sup> このことに関し、久保常晴氏は公年号以外に日本で用いられた年号を次のように分類した。  
第一類 主として「大化」以前の年号のなかった時代に、年号が建元使用されたとして、後世（とくに鎌倉時代以後）創作された架空の年号

第二類 主として平安時代以後、多くは中世において、公年号の使用に反感をもち、または息災招福などのために、私に創作し使用された年号

第三類 公年号の一字（または二字）を同音異字に換え、公年号の意味する内容とは異なった内容の年号に作為された年号

第四類 公年号の一字（または二字）を誤り、一見公年号とは異なった年号となったもの

第五類 仮作の年号

以上の五類にわけ、第一類を「古代年号」、第二類を「私年号」、第三類を「同音異字年号」、第四類を「一字異音年号」、第五類を「仮作年号」と呼称し、これらを総括する名称として「異年号」と捉えた。

さらに、『平安時代後・末期には文字の使用者層が拡大するにつれ、漢字の読解不十分な者も増加したところから、それらの者にも理解させるよう、年号を仮名書きした』。「仮名書年号」が発生し、そして、『漢字に対する理解不足から、誤字・誤解に基づく誤った年号が生まれ』。

『同音異字年号（第三類〈筆者加筆〉）の発生へと進展した』可能性を指摘すると共に、『（同音異字年号は〈筆者加筆〉）公年号と同音ながら同質ではなく、公年号とまったく異なる意味内容をもつものに改作されて使用されている点に、（中略）公年号無視ともいふべき心情への進展がみられ』、『私年号と関連して考慮すべき』とする。そして、『同音異字年号は、ほとんど仏教または神社関係資料中に見える。従って同音異字年号の発想者や使用者は僧侶・神官の可能性が高い』と考えられた。また、「一字異音年号（第四類〈筆者加筆〉）に関しては、『仮名書年号や同音異字年号より先行する可能性もあり、私年号と関連することも考えられるが、明確にできない』とされた。

なお、従来使用された名称に関しては、『「逸年号」は本来実在した公年号であって、正史に逸した年号という意味で用いられており、（中略）この概念に該当する年号としては、一般には

実存した公年号かとされている「白鳳」「朱雀」などの年号が挙げられよう。』とし、『「異年号」は公年号と異なる一切の年号を総称する名称にふさわしく、(中略)すべての非公年号(前記五類のすべてを総括(筆者加筆))を含む名称と規定することができよう。』とする。そして、「偽年号」という名称は「異年号」の名称に対し、適当ではなく、捨て去るべきものとされた。また、第一類の年号を指す概念として「往古年号」と「古代年号」の名称が当てはまるとし、「古代年号」がより適切と考えられた。

ii なお、『新版元号事典』では私年号の使用理由について

『一は、朝廷に対立し、強力な勢力を持った豪族が、対抗意識と勢力誇示のため、私的に年号を建てる。

二は、天変地異、疫病流行などを忌避したいとの願いから、私年号を建てるもので、元号即ち公年号の設定と同じ発想によるもの。

三は、地方的なものとして、地方豪族が、自己顕示のため、私年号を作ったと考えられるものである。

四は、「曾祖父が生きていた〇年頃、祖父の時代の第〇年目」という呼び方が、固有化して、私年号をつけて呼称する場合。』などを考えられている。

iii なお、「日本年号史大事典」に『二セの改元を売り歩いて入牢』の記事があり、興味深い。以下に全文を引用する。

『江戸時代、江戸の町では改元がおこなわれた直後に、新しい年号を紙に書き付けて、売り歩いたという記録がいくつか残っている。その中には、実際にはおこなわれていない改元を、あったものとして書き付けて売り歩いたという例もある。

享和4年(1804)2月、享和から文化へと改元される直前の江戸の町では、「元明」と改元したと書き付けて売り歩いたものが捕まって、中追放に処されている。

また、文化14年(1817)には「永長」に改元したと書き付けて売り歩いたものが現れ、入牢している。さらに、天保15年(1844)12月には、弘化と改元される直前に「嘉政」と書いて売ったものが8人も捕まり入牢している。

記録されたもの以外にも、類似の事件はあったかもしれないが、いずれも中追放や入牢などに処分され、幕府がその存在に神経を尖らせていることが分かる。特に「嘉政」などは、現在の政治への不満を背景とした行動であるとも考えられる。人々は改元に、現状の変化への期待を託していたのかもしれない。』

このような、二セの改元は私年号とは異なるものの、現在の政治への不満、そして改元による変化への期待などが背景にあり、私年号、そして公年号に通じるものといえよう。

また、同書の『早とちりの改元証文で失敗』の記事も面白い。ここでは、箱根の関所を通れず江戸へ引き返す菓子屋の召使の話がのっている。以下抜粋すると、

文化の年号が「永長」と改まるとの噂があり、その日に江戸を出るので、文化と書いては差し障りがあるとして、番頭が関所切手に「永長元年四月」と書き付けた。しかしながら、関所では「少しの文字の書き誤りならば、申し訳によって通すこともあるが、改元のお触れもない年号を書き入れるのは不届き」と叱られ、仕方なく江戸へ帰ってきたという。

このような『早とちりの改元証文で失敗』から、改元の噂により、存在しない年号が記された事案もあったことが知れる。

したがって、公年号とは異なる年号が記されていることのみを持って、私年号と一括できないことが改めてわかる。

なお、「永長」は加賀の商人が新開地を購入した際の文書に見え、加賀の商人により使用され

た私年号と考えられていて、実際に使用されもした。これは天保8年(1837)の建元と考えられているが、先に見た、ニセの改元「永長(文化14年(1817))」そして、早とちりの改元証文「永長(文化15年(1818)か)」と度々、表れていて興味深い。

蛇足ながら、「永長」は公年号として使用されているのみならず、「永」字は公年号、勘申文字案と合わせ一文字目使用例36、二文字目使用例26、総数62例。「長」字も公年号と合わせ二文字目使用例26、一文字目使用例26、総数52例で極めて多い。かつ私年号における使用例も「永」字が最多で9例ある。

iv 私年号は異説等もあって現在多くの文字使用例が知られているが、1回限りのものが非常に多くある。私年号における使用文字で最も使用例の多いものは「永」字の9例、続いて「徳」字の8例で、この2字は公年号における使用例も多い。この他は「寿」・「平」・「福」・「正」字の4例、「延」・「元」・「治」・「天」字の3例がある。「寿」と「福」を除き、他の文字は公年号における使用例も多く、したがって、この2字が私年号において好まれて使用された傾向を指摘できるように思われる。

v 「延寿」は年号改元に伴い勘申された年号案として14度挙げられているものの、関連すると積極的に評価しがたい。

vi 千々和到氏は広がりを持って通用した限られたいくつかの私年号と、ほんの数例しか実例がないその他の私年号とを切り離して検討すべきと考えられている。また、勝俣鎮夫氏は東国で戦国期に広まった私年号を「地域年号」と呼称している。

vii なお、古代年号とされるものも概観すると、「金光」(元年相当年次「欽明天皇31年頃とされる」以下同じ)、「光元」(推古天皇13年)、「光充」・「光弘」(共に「光元」の異説とされる)、「定光」(推古天皇19年)、「白亀」(神亀元年)がある。

以上の公年号や私年号などを概観して、「亀」そして「光」といった文字が、時代を超えて使用されている点は注目されてよい。つまり、こうした文字を選択使用した時代背景、そして風潮などは、各々異なると考えられるものの、そうした佳字を冠することにより、年号の持つ性格の一つである、攘災招福の呪術性を示すシンボルとして普遍性を持って選択されたと考えられる点は、私年号、あるいは年号を考える上で重要な問題と考えられる。

viii 蛇足ながら、文久2年には彗星が見られたとの記録もある(彗星とは別に流星群が見られたとの記録もある)。想像をたくましくすると、彗星などの出現という天変は、「亀光」の「光」を連想させる。また民話に残る「物言うグウズ(亀)」の伝承などから「亀」に対する本地域における思い入れ(期待感)にも興味深いものを感じる。あるいはこのような背景もあって、「亀光」の二字は選定されたのかもしれない。

ix 「明治12年」そして「亀光元年」共に、「安部姓」であり、かつ戒名の構成等も同一であることから同族と考えられる。この安部氏に関して、遺跡の所在する新原村に居住し、大庄屋も務めた「安部千兵衛」を輩出した「安部家」と関わる可能性は十分に考えられてよいが、現在のところ可能性を指摘するに留まる。

x ただし、その建元の積極的な理由からすると「亀光」「神治」「神徳」の三年号と「大政」「延寿」の二年号との性格は異なるものといえよう。「大政」「延寿」の私年号は「延寿」年号について久保常晴氏が指摘するように『改元の慣例から、明治天皇踐祚の翌年に改元のあることが予想されたことが、朝廷に対抗するものにも元号を建てることを考えつかせたのであろう』とするように、正年号を拒否する政治的態度をもって表明されたものと考えられる。これに対し

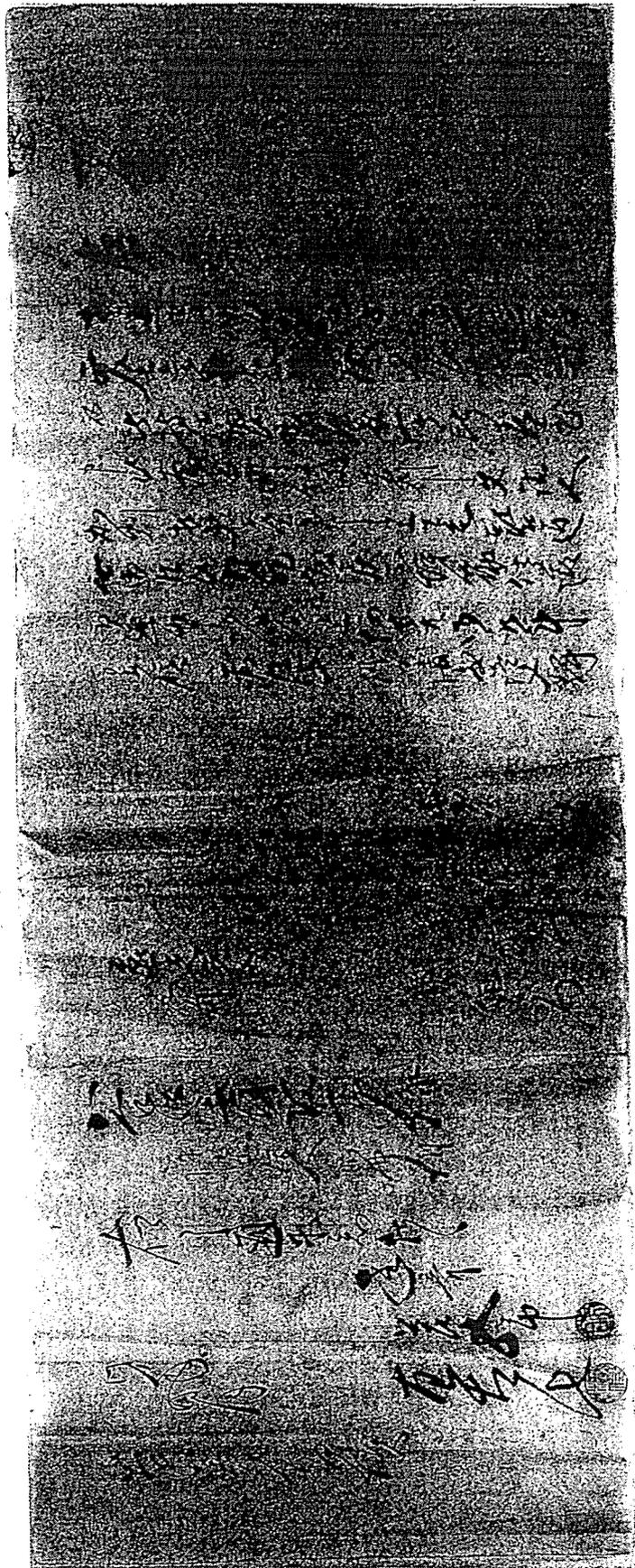
て他三年号は、その背景に現政権への不満はあるにしても、ある意味素朴に世情一新という公年号の改元と同様の発想で作成され、使用されたと考えられることによる。なお、「延寿」は農民層にも使用されていたことが指摘されているが、ここでの私年号使用者は、「延寿」発案者の思或とは異なり、「亀光」「神治」「神徳」使用者と同様の意識であったらうと思われる。

xi 文久元年（1861）の辛酉の獄

xii なお、蛇足ながら文久2年に改元の噂などの記事は現在のところ確認できず、したがって、「二セの改元」、もしくは「早とちりの改元」にも該当せず、共同体で意識的に建元された私年号であることは間違いないものと思われる。

#### 主要参考文献

- 久保常晴 1967 「日本私年号の研究」吉川弘文館  
所功 1988 「年号の歴史」雄山閣  
前川清一 1982 「熊本県の私年号小考」熊本史学第57・58合併号  
筑紫敏夫 1999 「私年号『神徳』と木更津線の船持」東京湾学会誌1巻3号  
千々和到 1986 「私年号」国史大事典7巻 吉川弘文館  
佐藤進一 1988 「異年号」歴史大百科事典2 平凡社  
所功編 2014 「日本年号史大事典」雄山閣  
川口謙二 1986 「新版元号事典」東京美術選書16 東京美術  
古賀市教育委員会 2004 「高木・前田遺跡3」古賀市文化財調査報告書第37集



山本屋文書紙文

講鋪証文之事

(印) (印) (墨消)

(割印) 一金 (印)

右之通此節取替髓二申候處  
相連無御座候然ル上者年々三季  
正金毛面宛掛戻可仕候右引當  
私所持仕居候家屋敷一ヶ所差上置  
申候為念町役衆実判申受請人  
加判相頼差上置申候上者毛頭相連  
無御座候自然懸戻不埒筋仕候節  
者  
御連中御咄違合之上何分共御取計  
可被遊候為後年仍而講敷証文如件

取り主

山本屋 (墨消)

甚兵衛 (印)

請人

淵上 信吉 (印)

〃 益屋

嘉右衛門 (印)

龜光元年 〃 桶屋

戌九月 伊右衛門 (印)

谷口育次郎様

講御世話人衆中様

右之通承知仕候

年寄

善五郎 (印)

同年

左太七 (印)

同月

谷口育次郎様

(意記)

講鋪き証文のこと

一金

右の通り、此の節の(誦)取り番確かに(誦)落札金  
受け取りました処

相連御座いません。然る上は年々三季(回)で

正金二面宛て掛け戻し(返済)致します。右の引当  
(として)

私が所有しております家屋敷一ヶ所を差し上げて置  
きます。

念の為に町役衆の事判を申し受け、(また)請け人の  
判を加えて相頼み置き申します上は、毛頭相連する  
ことは

御座いません。(とは申しましたも)自然と掛け戻し  
に不埒な事態がありました節は、

(誦)御連中で御話合の上、何分共(適宜の)

お取り計らいをして下さい(異存は御座いません)。

後年の(証拠)として、依つて講敷き証文は件の通  
りです。

私年号一覧表 (江戸時代以降)

名称	他名称	使用実例年	元年相当年次	西暦	備考
大道	大筒・大とう	元・2・10年	慶長14年前後	1609前後	使用例多い。 公年号「大同(806~810)」への後世の仮託か キリシタン信徒の間での使用か
正中		2年	元和7年	1622	
久寶		元年	天保5年	1835	七尾市の藤原四手緒神社に奉納した絵馬に記される。 中挟村太郎兵衛が世直しを希求して発案か。
永長		元年	天保8年	1837	加賀の商人が新開地を購入した際の文書に見える。 加賀の商人により使用か。
龜光		元年	文久2年	1862	福岡藩内で使用か。
神治		元年	慶応3年	1867	熊本県人吉市の木像補修銘に見える。 尊皇的態度を示顕したもののか
神徳		元年	慶応3年	1867	木更津船の船持が使用。
大政			慶応4年	1868	戊辰戦争の最中、旧権力側が新政府に対抗して「東部朝廷」を構想した文書に使用
延寿		元年	慶応4年	1868	戊辰戦争の最中、奥州列藩同盟の改元風説。 徳川幕府永続の願望をこめたものか。 その風聞をもとに農民層に浸透し使用
自由自治			明治17年	1884	自由民権運動の最中、秩父困民党が称したとされる
征露			明治37年	1904	日露戦争の時期に一部で使用されたとされる

## 亀、及び彗星に関する年号の改元

年号	建元時 西暦年	改元理由
靈龜	715	代始、及び瑞龜献上による
神龜	724	代始、及び白龜献上、豊年もあったことによる
天平	729	背に「天王貴平知百年」という文のある龜を献じたことによる
宝龜	770	代始、及び肥後国より白龜が相次いで献上されたことによる
嘉祥	848	大宰府より白龜献上による
仁寿	851	即位、及び白龜、甘露などの祥瑞による
延喜	923	辛酉革命、及び老人星出現、並びに逆臣による
永祚	989	彗星出現、地震等天変地災による
承德	1097	彗星出現など災異による
嘉承	1106	彗星出現による
天永	1110	彗星天変による
久安	1145	彗星出現による
仁治	1240	彗星、地震、旱魃などの災異による
嘉元	1303	彗星、並びに炎旱による
長祿	1457	疫病流行、炎旱、彗星出現などの災異による
文明	1469	兵革、星変による

## 文久2年主要事件など一覧

月日	内容等
1月15日	坂下門外の変
2月11日	将軍家茂と皇妹和宮との婚儀
4月8日	吉田東洋暗殺
4月16日	島津久光、藩兵を率いて入京
4月23日	寺田屋騒動
4月29日	千歳丸上海へ向けて出帆
5月9日	ロンドン覚書に調印
5月29日	第2次東禅寺事件
7月6日	萩藩、公武合体論から破約攘夷に転換
7月6日	慶喜を将軍後見職に任命
7月20日	九条家家臣、尊攘派により暗殺(天誅の始まり)
8月21日	生麦事件
閏8月22日	参勤交代制緩和
9月21日	朝廷、攘夷決定
11月2日	幕府、攘夷の勅旨奉を決定

# 船原古墳関連事業の報告 第1巻

## 1. 調査関連事業

### 1) 船原古墳出土品整理作業について

#### ①保存処理の進捗状況

平成28年度は、九州歴史資料館において別紙1の表記載の出土品の事前調査およびクリーニングを実施し、この作業が完了したのから古賀市が実測作業を行っている。

#### ②出土状況図作成の進捗状況

遺物検出時に計測した1号土坑の三次元計測データに各遺物のCTデータを合成（位置合わせ）し、遺物同士の重なりや金属遺物と有機質との位置関係を三次元的に検討するための出土状況図を作成している。現在までに遺物全体の75%について位置合わせが完了している。

#### ③来年度以降の整理作業計画

平成32年度末の報告書刊行のためには、平成31年度までに遺物のクリーニングおよび実測作業を完了する必要がある。全体の遺物数607点のうち、平成28年度までに作業が終わった114点を除いた493点について、平成29年度以降に以下のとおり作業を実施する（1号土坑内の位置については別紙2を参照）。

平成29年度：1号土坑南側箱内東の遺物を中心に183点の整理を実施

【主な遺物】忍冬唐草文心葉形鏡板付轡

鳳凰文心葉形杏葉

歩揺付飾金具（雲珠）

蛇行状鉄器

胡縵金具

鈴

鉄鏃

平成30年度：1号土坑南側箱内西の遺物を中心に174点の整理を実施

【主な遺物】花形鏡板付轡

花形杏葉

歩揺付飾金具（雲珠）

鉄鏃

平成31年度：1号土坑北側出土遺物と2号土坑出土遺物を中心に136点の整理を実施

【主な遺物】壺鐙

木製鐙

挂甲

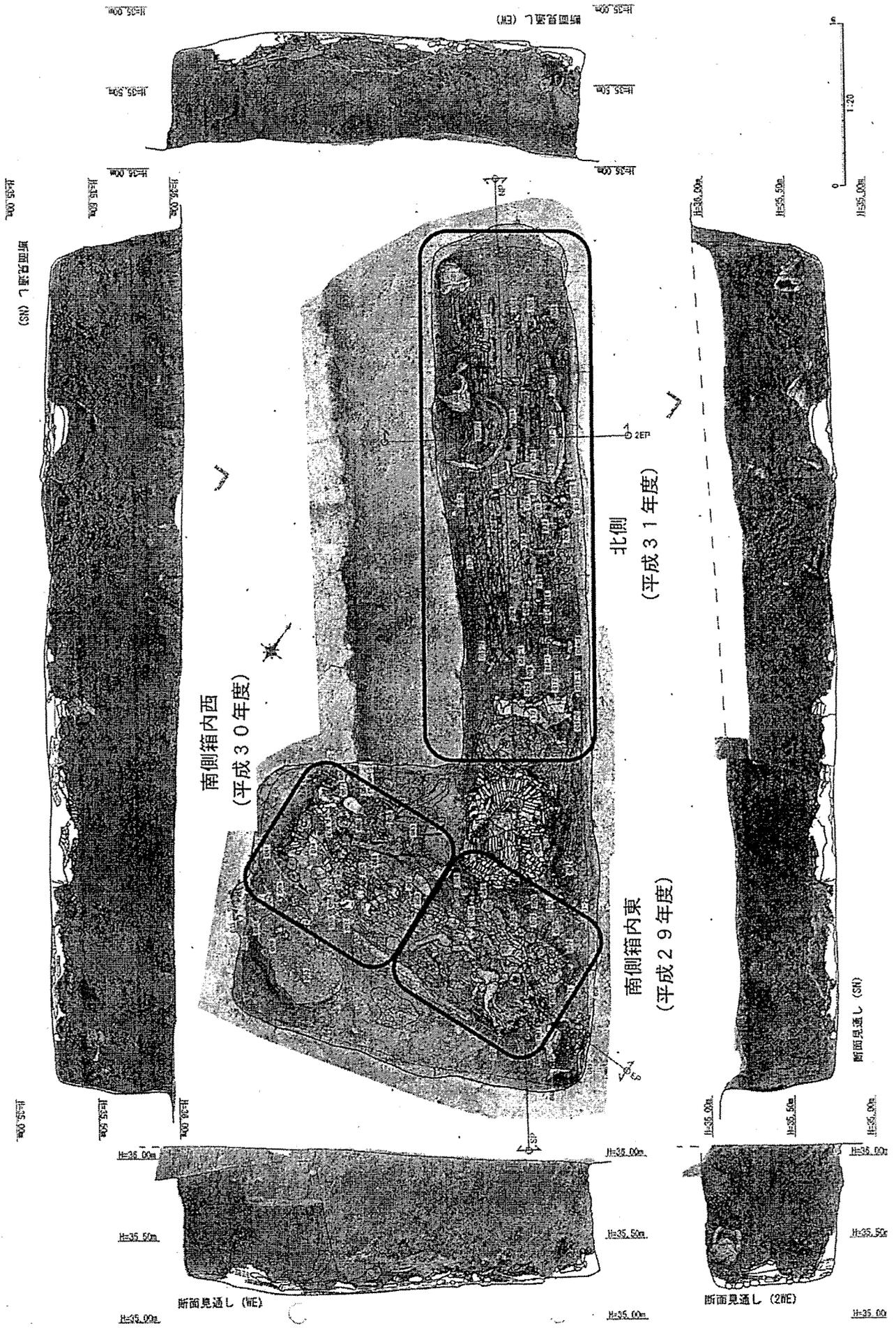
金銅装鞍

弓

(別紙2-1) 平成28年度保存処理遺物一覧・進捗状況

遺物名	No.	事前調査	クリーニング	実測	脱塩	樹種含浸	接合・補彩	記録作成	備考
鉄斧	No.087								
	No.090								
馬骨	No.017								
	No.172								
弓弭	No.103								
	No.106								
	No.184								
辻金具	No.022								
	No.023								
	No.031								
	No.032								
	No.046								
	No.054								
	No.072								
	No.098								
	No.102								
	No.134								
No.140									
雲珠	No.139								
挂甲	No.1~17								
鉄釘	No.1~5								1号土坑 事前取り上げ分
鉄製品	No.1~20								〃
鉄鍬束	No.1~4								3号土坑出土遺物
鉄鍬	No.1~13								〃
矢柄束	No.1								〃
刀子	No.1								〃

船原古墳 1号土坑 出土遺物配置図-1 S=1/20



## 2) 船原古墳出土土器の胎土分析について

①分析の目的 : 船原古墳では、墳丘内外やこれに隣接する土坑群から土器が出土している。それらの土器の中には、遺構間で接合関係にあるものが含まれていることから、船原古墳で行われた一連の葬送儀礼に伴うものであると推定される。本分析は、上記のような土器がどこで生産されたものなのか、出土位置や出土状況すなわち使用された場所や状況によって生産地の異なる土器の使い分けが行われているかどうかなどの解明を目的とする。そのために、土器の中でも、窯跡の存在から生産地が把握できる須恵器を対象として分析を行い、その生産地＝搬入元の窯跡を同定する。

②今年度計画 : 船原古墳出土土器の搬入元の窯跡を明らかにするために、船原古墳出土土器および、搬入元の可能性が高い宗像市の窯跡出土土器の分析を実施する。具体的な分析試料は以下のとおり（別紙3の表も参照）。

### 船原古墳出土土器20点

器種（甕・坏）、胎土（目視観察）、調整技法、出土位置を基準に選定

### 宗像市内窯跡出土土器10点

船原古墳と同時期の窯（須恵須賀浦遺跡SH69、三郎丸堂ノ上C遺跡SH3）出土土器の中から、上記基準に基づき選定

③進捗状況 : 古賀市で分析試料の実測・拓本・写真撮影を実施し、九州大学アジア埋蔵文化財研究センターに搬入。現在は同センターで分析を実施中。

④今後の予定 : 3月上旬頃、古賀市に平成28年度分の分析結果が報告される。

表 平成28年度胎土分析試料一覧

整理番号	遺跡名	遺構名	器種
1	船原古墳	墓道北側出土 P8	坏(蓋)
2	船原古墳	墓道北側出土 P5	坏(蓋)
3	船原古墳	墓道北側 P3	坏(身)
4	船原古墳	墓道北側出土P1・P2接合	坏(身)
5	船原古墳	溝東側・溝西側・東側墳裾溝肩部・表採接合	甕
6	船原古墳	2号土坑・5号土坑・溝東側接合	甕
7	船原古墳	2号土坑・溝東側接合	甕
8	船原古墳	2号土坑・4号土坑接合	甕
9	船原古墳	2号土坑・墓道北側裾部・表採接合	甕
10	船原古墳	墓道北側裾部(登録番号24)	甕
11	船原古墳	墓道北側裾部(登録番号24)	甕
12	船原古墳	墓道北側掘り下げ中	甕
13	船原古墳	西北裾部(西北くびれ部)(登録番号23)	甕
14	船原古墳	周溝or裾部(北西側くびれ部)	甕
15	船原古墳	周溝西側一括(登録番号49)	甕
16	船原古墳	周溝中央部(登録番号34)	甕
17	船原古墳	周溝東側一括(登録番号40)	甕
18	船原古墳	2号土坑	甕
19	船原古墳	4号土坑	甕
20	船原古墳	5号土坑	甕
宗①	須恵須賀浦	SH69灰原	甕
宗②	須恵須賀浦	SH69焼成室4~6次床	甕
宗③	須恵須賀浦	SH69前庭埋土	甕
宗④	須恵須賀浦	SH(SL)69埋土下層	坏(身)
宗⑤	須恵須賀浦	SH69焚口2~築造床	坏(蓋)
宗⑥	三郎丸堂ノ上C	SH3 8m横断面ベルト	甕
宗⑦	三郎丸堂ノ上C	SH3 焼成部2次床面(4~6m西)	甕
宗⑧	三郎丸堂ノ上C	SH3 焚口部2次床面(2~4m)	甕
宗⑨	三郎丸堂ノ上C	SH3 焼成部2次床面(4~6m西)	坏(蓋)
宗⑩	三郎丸堂ノ上C	SH3 焼成部2次床面(4~6m西)	坏(身)

## 2. 国史跡指定記念企画展 表下

### 1) 名称

国史跡指定記念企画展「船原古墳展」

### 2) 開催期間

平成28年11月1日（火）から12月11日（日）

※月曜休館、実36日間

### 3) 開催場所

古賀市立歴史資料館展示室

### 4) 開催内容

第1部 古墳の出現から船原古墳へ

- ・市内古墳出土品から古賀市の古墳時代を概観し、船原古墳の出現の経緯を探る

第2部 出土品からみる船原古墳

- ・馬冑など現状で展示できる出土品及び周辺地域の出土品を通じて船原古墳の実像を探る

第3部 最新技術を用いた調査

- ・三次元計測、X線CTスキャナといった船原古墳の調査を支えた最新技術を紹介

※詳細については別添企画書及び図録を参照

### 5) 講演会

- ・開催日時：平成28年11月19日（土）

①講師：佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授 重藤 輝行氏  
演題：「船原古墳とその時代」

②講師：古賀市教育委員会 文化課 主事 岩橋 由季  
演題：「船原古墳出土馬冑について」

### 6) 入場者数

総数 1,713名

内訳は別添表参照

## 国史跡指定記念企画展 実施要項

- 1 企画展名称 国史跡指定記念企画展「船原古墳展」
- 2 開催期間 平成28年11月1日(火)～12月11日(日)  
開館時間 10:00～18:00  
休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)
- 3 会場 リーパスプラザこが 歴史資料館 展示室(第一展示コーナー)
- 4 観覧料 無料
- 5 展示概要

今回の企画展では、古賀市初の国史跡として指定の答申を受けた船原古墳とこれに付随する遺物埋納坑を取り上げる。

船原古墳では、これまでに国内では例がない、古墳に付随する遺物埋納坑が発見されている。埋納坑は未調査のものも含めて7基が確認されているが、このうちL字状を呈する1号土坑からは多種多量の遺物が発見された。例えば、国内でも例のないガラス製の装飾が付いた雲珠・辻金具、同時期の有力古墳に副葬されるような金銅製歩揺付の雲珠や鳳凰文心葉形杏葉、国内3例目の発見となる馬冑などの存在がこれまでに明らかになっている。さらに、出土品の中には朝鮮半島に類例が多く確認されているものが含まれており、その示す国際性も船原古墳の被葬者像を考える上で重要である。

今回は、上記のような船原古墳の重要性を示すために、1号土坑とその出土品に焦点を当て、以下の構成で企画展を実施する。

第1部では、古賀市内の主要古墳の出土品の展示と、古墳分布や首長墓系列の変遷のパネル説明を通して、市内における在地小首長の台頭から船原古墳のような盟主的首長の誕生に至る過程を解説する。

第2部では、船原古墳1号土坑出土品の特徴の解説や周辺地域の遺跡出土品・複製品との比較を通して、船原古墳やその被葬者の性格について現在考え得る可能性を提示する。特に、遺物埋納坑出土品としては初の公開となる馬冑の展示は、観覧者に製品の重厚さや工人の技を感じてもらいたい狙いがある。

第3部では、最新技術を用いた船原古墳の調査について、各出土品の調査過程等のパネル説明とその成果物の展示を通して解説する。

## 6 遺物借用

借用資料 別紙1「借用遺物一覧」を参照

借用期間 平成28年10月24日(月)～平成28年12月15日(木)

※借用においては、美術専用車に市職員が同乗して専門業者が輸送・展示

## 7 展示会場配置図

別紙2「展示会場配置図」を参照

※展示会場である古賀市立歴史資料館展示室の室内環境は、室温25℃、湿度63%  
で安定している

## 8 防災設備・体制

### ①消防設備(古賀市立歴史資料館・図書館共通)

屋内消火栓設備 5ヶ所

自動消火報知設備 1ヶ所

誘導灯 20ヶ所

避難器具 1ヶ所

消火器具 18ヶ所

防火防排煙設備

非常放送設備

### ②警備体制

リーパスプラザこが(資料館が位置する施設)は24時間有人警備

展示会場には警備員(臨時的任用職員)を常時1名以上配置

9 主催 古賀市・古賀市教育委員会

10 後援 福岡県教育委員会

### 11 協力機関(五十音順)

九州大学考古学研究室、九州歴史資料館、福津市教育委員会、宗像市教育委員会、宗像大社神宝館 他

## 平成28年度企画展 借用遺物一覧

	整理番号	遺跡名	資料名	点数	所蔵者
第1部	1-1	花見古墳	金銅装刀子	1	九州大学考古学研究室
	1-2	花見古墳	直刀	1	九州大学考古学研究室
	1-3	花見古墳	鐔	2	九州大学考古学研究室
	1-4	花見古墳	刀子	7	九州大学考古学研究室
	1-5	花見古墳	緑金具	1	九州大学考古学研究室
	1-6	花見古墳	鉄鏃	18	九州大学考古学研究室
	1-7	花見古墳	櫛	1	九州大学考古学研究室
	1-8	花見古墳	杏葉	3	九州大学考古学研究室
	1-9	花見古墳	雲珠(辻金具)	3	九州大学考古学研究室
	1-10	花見古墳	攝蝶金具	6	九州大学考古学研究室
	1-11	花見古墳	吊金具	4	九州大学考古学研究室
	1-12	花見古墳	鉸具状金具	1	九州大学考古学研究室
	1-13	花見古墳	須恵器ハソウ	4	九州大学考古学研究室
	1-14	花見古墳	須恵器提瓶	1	九州大学考古学研究室
第2部	2-1	大井三倉5号墳	蛇行状鉄器(複製品)	1	宗像市教育委員会
	2-2	平等寺向原Ⅱ-19号墳	馬鈴	1	宗像市教育委員会
	2-3	久原Ⅳ区4号墳	馬鈴	1	宗像市教育委員会
	2-4	須恵須賀浦9号横穴	馬鈴	1	宗像市教育委員会
	2-5	伝宗像市・陵殿寺出土	金銅鈴	1	宗像市教育委員会
	2-6	平等寺瀬戸1号墳	馬鈴	1	宗像市教育委員会
	2-7	-	馬装想定模型	1	宗像市教育委員会
	3-1	手光古墳群南支群第2号墳	蛇行状鉄器(複製品)	1	福津市教育委員会
	3-2	在自鬼塚裏遺跡SO-01	金銅鈴	1	福津市教育委員会
	3-3	津丸横尾3号墳	馬鈴	1	福岡県教育委員会
	4-1	奴山34号墳	銅鈴	1	福岡県教育委員会
	4-2	勝浦井ノ浦古墳	鉄地金銅張心葉形杏葉	1	福岡県教育委員会
	4-3	勝浦井ノ浦古墳	鉄地金銅張劍菱形杏葉	7	福岡県教育委員会
	4-4	勝浦井ノ浦古墳	三環鈴	1	福岡県教育委員会
	4-5	新原・奴山1号墳・2号墳付近	鈴付F字形鏡板	1	福岡県教育委員会
	5-1	沖ノ島7号遺跡	金銅製棘葉形杏葉(複製品)	2	宗像大社神宝館
	6-1	宮地嶽古墳	金銅製壺鏡(複製)	1	宮地嶽神社



表 企画展期間中の来館者数とその内訳一覧

		入館者数	年代				居住		
			小学生 以下	中学・ 高校生	19-59歳	60歳 以上	市内	市外	
11月	1 火	49	2	0	15	32	38	11	
	2 水	42	1	3	21	17	37	5	
	3 木・祝	104	7	2	55	40	90	14	
	4 金	53	0	2	15	36	45	8	
	5 土	41	1	0	16	24	36	5	
	6 日	76	11	1	37	27	55	21	
	8 火	62	25	1	22	14	57	5	
	9 水	39	6	0	17	16	26	1	
	10 木	63	3	0	20	40	48	15	
	11 金	29	0	0	14	15	26	3	
	12 土	59	5	2	27	25	40	19	
	13 日	64	12	2	28	22	55	9	
	15 火	29	0	0	14	15	20	9	
	16 水	24	0	2	9	13	16	8	
	17 木	29	3	0	12	14	22	7	
	18 金	32	0	0	10	22	22	10	
	19 土	137	9	0	47	81	92	45	
	20 日	54	9	4	27	14	34	20	
	22 火	10	0	0	4	6	10	0	
	23 水・祝	54	9	11	27	7	46	8	
	24 木	50	2	8	14	26	30	20	
	25 金	16	0	1	10	5	12	4	
	26 土	30	6	0	15	9	22	8	
	27 日	62	21	2	26	13	53	9	
	29 火	27	3	3	8	13	13	14	
	30 水	20	0	0	13	7	11	9	
	12月	1 木	32	0	0	12	20	26	6
		2 金	26	0	0	13	13	18	8
		3 土	57	11	1	30	15	34	23
		4 日	40	5	2	25	8	39	1
6 火		62	3	0	20	39	31	31	
7 水		28	3	0	12	13	18	10	
8 木		30	0	0	11	19	21	9	
9 金		38	2	0	16	20	33	5	
10 土		66	11	0	24	31	45	21	
11 日		79	14	2	38	25	55	24	
合計		1713	184	49	724	756	1276	425	

1691



### 3. 船原古墳保存整備関連事業の報告 (2)

#### 1) 国史跡指定

平成28年1月15日 国史跡・管理団体指定の意見具申  
平成28年10月3日 国史跡指定官報告示  
平成28年12月8日 管理団体指定官報告示

#### 2) 用地取得

船原古墳は都市計画法の市街化調整区域に所在し、尚且つ、農地法の適用を受けているため、原則、古賀市は用地を購入することができない。

このため、土地収用法による事業認定を行うことによって用地取得を目指しており、その一環として船原古墳の船原古墳広場（仮称）整備を行う。事業期間は平成28年度から29年度の2ヶ年。

事業認定による事業地面積は6,299㎡で、そのうち民有地が3,919㎡（2筆）含まれる。地権者は2名である。民有地3,919㎡は、平成25年に1号土坑が確認された後、発掘調査を継続するため、調査原因となったほ場整備の事業地から市が公有地化を前提として除外していただいた土地になる。

なお、土地収用法の事業認定のメリットは、事業に必要な起業地を収用するほかに、農地法の適用を公共転用により外すこと、租税特別措置法第33条第4項による5,000万の特別控除の2点である。

#### ① 事業年次工程

平成28年度 用地取得、広場整備の実施設計  
平成29年度 広場整備工事

#### ② 事業認定手続きの概略

5月11日 事業認定申請箇所別調書  
6月15日 ヒアリング  
12月6日 毎日新聞朝刊による新聞公告  
12月15日 事前説明会  
1月4日 事業認定申請書の提出  
1月11日 事業認定の公告と縦覧開始（古賀市）  
1月26日 事業認定の公告と縦覧終了  
2月中旬 事業認定の認可（予定）

#### ③ 税務署協議の概略

1月26日 税務署協議書類の提出  
2月後半 特例適用確認通知の発行（予定）

#### ④ 土地購入（予定）

3月初旬 単価交渉  
3月中旬 売買契約  
3月後半 所有者移転登記

#### ⑤ 取得用地

古賀市谷山字柳原1166-1 (3250.37㎡)

古賀市谷山字柳原1170-3 (669.20㎡)

### 3) 広場整備

船原古墳の整備は、平成29年度に保存活用計画の策定を予定しており、順次各種事業を実施していく予定である。

広場整備は、史跡船原古墳の標識等設置と遺構保護を行い、併せて市民にいち早く史跡を公開することを目的としている。

平成28年度は、国史跡の管理について文化財保護法115条1項に定められている史跡等の管理に必要な標識、境界標、柵の設置と遺跡の保護を目的とした保護盛土を行うとともに市単独事業として市民に公開するための駐車場整備と遺跡の説明や表示を盛り込んだ実施設計を策定した。

#### 広場整備計画

用途	面積	内容	備考
広場 (史跡地内)	4,409㎡	広場  (遺構表示) (説明板) (案内板)	国史跡指定地全域を広場として整備する。  遺構の平面表示 遺構の解説板 遺跡の解説板
駐車場 (史跡地外)	1,890㎡	中型バス 2台 乗用車 13台	
合計	6,299㎡		

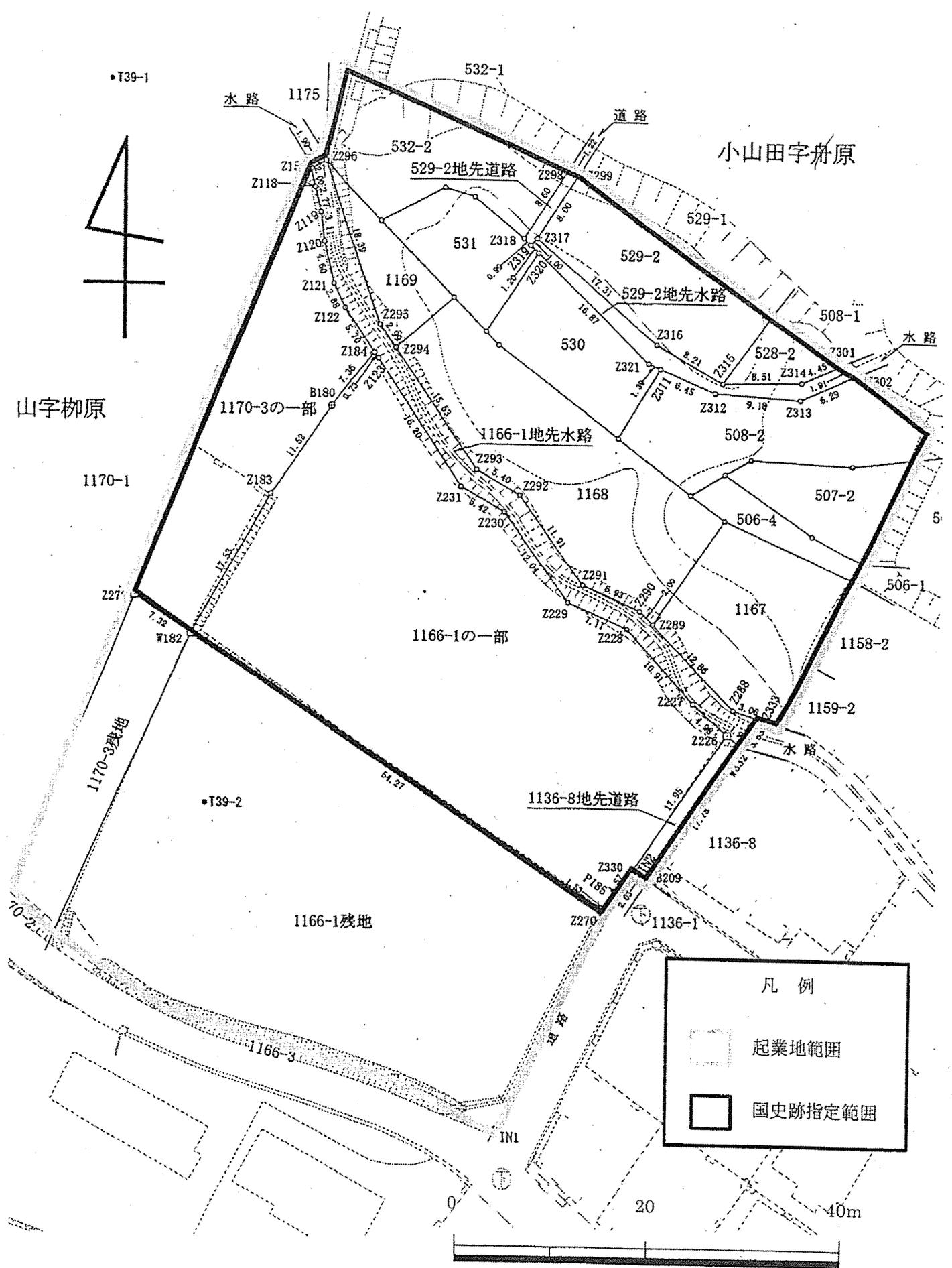


同 字古ヤ	二六五番
同 字東シ	二六六番、二六七番、六一八番一、六一八番二のうち実測三八・五七平方メートル、六一八番六、六一八番一〇
同 字市場	二六八番一、二六八番二、二六八番三、二六八番一、二六九番三、二七三番一、二七三番二、二七四番
同 字スミ田	二七九番二
同 字寺ノマハ	三二二番一、三二二番二
同 字仁王堂	三二二番一
同 字アタラシヤ	三二二番一
同 字北ノ角	三二二番一
同 字マハ	三二二番一
同 字道ノ下タ	三三三番一、三三三番二、三三三番三、三三三番四、三三三番五、三三三番六
同 字ホリノ河内	三三七番一、三三七番二、三三七番三、三三七番四
同 字スミヤ	二六三番
同 字ワキ	二七五番
同 字明セン	三三一番
同 字古ル川	六〇〇番一、六〇〇番二
同 字一丁田	六〇二番一、六〇二番二、六〇二番三、六〇二番四、六〇二番五、六〇二番六
同 字石井	六〇二番一、六〇二番二、六〇二番三、六〇二番四、六〇二番五、六〇二番六

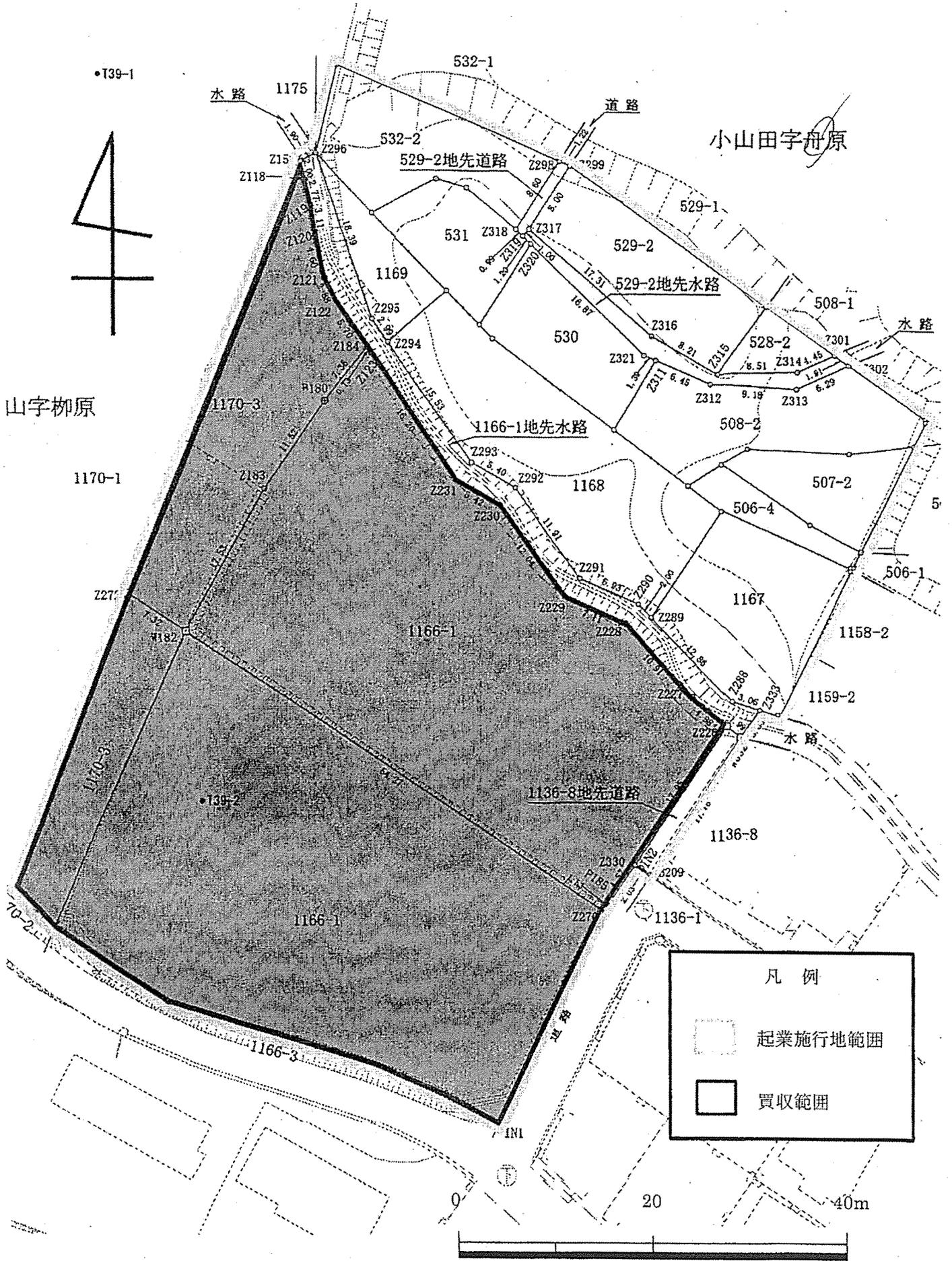
備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについて、土地の面積を算定するに当たっては、測量図を添付して縦覧に供する。

鳴門板野古墳	雙島島鳴門市大津町大代字日開谷	一四七番二、一四七番三、一四七番四、一四七番五、一四七番六、一四八番一、一四八番二、一四八番三、一四八番四、一四八番五、一四八番六、一四八番七、一四八番八、一四八番九、一四八番一〇、一四九番一
伊予道路道 仏木寺道 横峰寺道	愛媛県宇和島市三間町 同 西条市小松町	別図の通り。 備考 別図は省略し愛媛県教育委員会、宇和島市教育委員会及び西条市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)
土佐道路道 青龍寺道	高知県土佐市	別図の通り。 備考 別図は省略し高知県教育委員会及び土佐市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)
船原古墳	福岡県古賀市谷山字柳原 同 小山田字舟原	一六六番一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番二九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番三九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番四九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番五九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番六九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番七九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番八九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九一のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九二のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九三のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九四のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九五のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九六のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九七のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九八のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番九九のうち実測一五九三・七〇平方メートル、一六六番一〇〇のうち実測一五九三・七〇平方メートル
東名遺跡	佐賀県佐賀市金立町大字千布	国土調査法(昭和三十六年法律第八十号)による第二座標系を基準とするND101地点(X11332145・Y11332145)、ND102地点(X11332145・Y11332145)、ND103地点(X11332145・Y11332145)、ND104地点(X11332145・Y11332145)、ND105地点(X11332145・Y11332145)、ND106地点(X11332145・Y11332145)、ND107地点(X11332145・Y11332145)、ND108地点(X11332145・Y11332145)、ND109地点(X11332145・Y11332145)、ND110地点(X11332145・Y11332145)、ND111地点(X11332145・Y11332145)、ND112地点(X11332145・Y11332145)、ND113地点(X11332145・Y11332145)、ND114地点(X11332145・Y11332145)、ND115地点(X11332145・Y11332145)、ND116地点(X11332145・Y11332145)、ND117地点(X11332145・Y11332145)、ND118地点(X11332145・Y11332145)、ND119地点(X11332145・Y11332145)、ND120地点(X11332145・Y11332145)、ND121地点(X11332145・Y11332145)、ND122地点(X11332145・Y11332145)、ND123地点(X11332145・Y11332145)、ND124地点(X11332145・Y11332145)、ND125地点(X11332145・Y11332145)、ND126地点(X11332145・Y11332145)、ND127地点(X11332145・Y11332145)、ND128地点(X11332145・Y11332145)、ND129地点(X11332145・Y11332145)、ND130地点(X11332145・Y11332145)、ND131地点(X11332145・Y11332145)、ND132地点(X11332145・Y11332145)、ND133地点(X11332145・Y11332145)、ND134地点(X11332145・Y11332145)、ND135地点(X11332145・Y11332145)、ND136地点(X11332145・Y11332145)、ND137地点(X11332145・Y11332145)、ND138地点(X11332145・Y11332145)、ND139地点(X11332145・Y11332145)、ND140地点(X11332145・Y11332145)、ND141地点(X11332145・Y11332145)、ND142地点(X11332145・Y11332145)、ND143地点(X11332145・Y11332145)、ND144地点(X11332145・Y11332145)、ND145地点(X11332145・Y11332145)、ND146地点(X11332145・Y11332145)、ND147地点(X11332145・Y11332145)、ND148地点(X11332145・Y11332145)、ND149地点(X11332145・Y11332145)、ND150地点(X11332145・Y11332145)、ND151地点(X11332145・Y11332145)、ND152地点(X11332145・Y11332145)、ND153地点(X11332145・Y11332145)、ND154地点(X11332145・Y11332145)、ND155地点(X11332145・Y11332145)、ND156地点(X11332145・Y11332145)、ND157地点(X11332145・Y11332145)、ND158地点(X11332145・Y11332145)、ND159地点(X11332145・Y11332145)、ND160地点(X11332145・Y11332145)、ND161地点(X11332145・Y11332145)、ND162地点(X11332145・Y11332145)、ND163地点(X11332145・Y11332145)、ND164地点(X11332145・Y11332145)、ND165地点(X11332145・Y11332145)、ND166地点(X11332145・Y11332145)、ND167地点(X11332145・Y11332145)、ND168地点(X11332145・Y11332145)、ND169地点(X11332145・Y11332145)、ND170地点(X11332145・Y11332145)、ND171地点(X11332145・Y11332145)、ND172地点(X11332145・Y11332145)、ND173地点(X11332145・Y11332145)、ND174地点(X11332145・Y11332145)、ND175地点(X11332145・Y11332145)、ND176地点(X11332145・Y11332145)、ND177地点(X11332145・Y11332145)、ND178地点(X11332145・Y11332145)、ND179地点(X11332145・Y11332145)、ND180地点(X11332145・Y11332145)、ND181地点(X11332145・Y11332145)、ND182地点(X11332145・Y11332145)、ND183地点(X11332145・Y11332145)、ND184地点(X11332145・Y11332145)、ND185地点(X11332145・Y11332145)、ND186地点(X11332145・Y11332145)、ND187地点(X11332145・Y11332145)、ND188地点(X11332145・Y11332145)、ND189地点(X11332145・Y11332145)、ND190地点(X11332145・Y11332145)、ND191地点(X11332145・Y11332145)、ND192地点(X11332145・Y11332145)、ND193地点(X11332145・Y11332145)、ND194地点(X11332145・Y11332145)、ND195地点(X11332145・Y11332145)、ND196地点(X11332145・Y11332145)、ND197地点(X11332145・Y11332145)、ND198地点(X11332145・Y11332145)、ND199地点(X11332145・Y11332145)、ND200地点(X11332145・Y11332145)

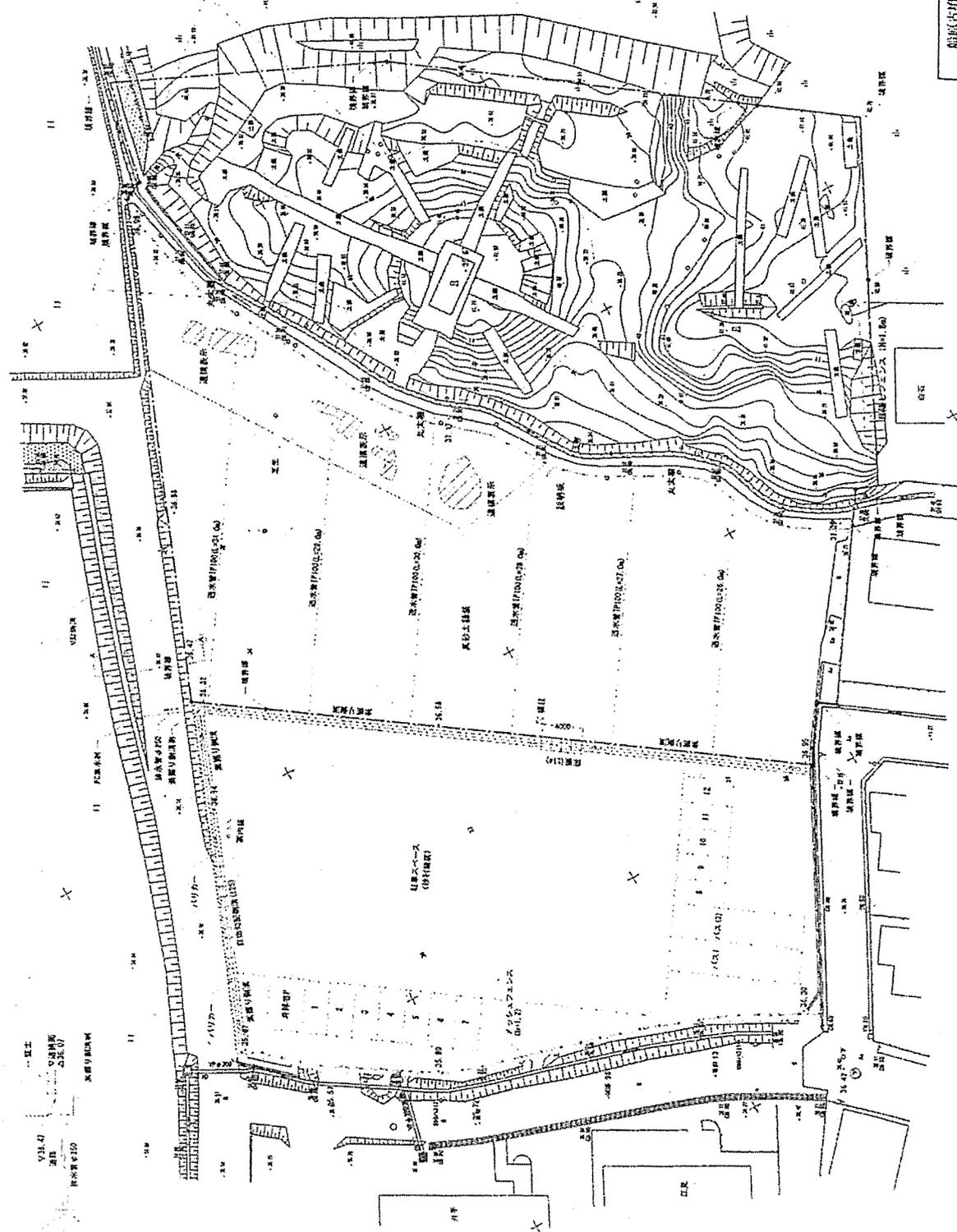




国史跡指定範囲位置図（縮尺 500 分の 1）



事業施行地を表示する図面（縮尺 500 分の 1）



專業計画平面図 (縮尺 600 分の 1)

